

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、障害者福祉事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市

公表日

令和3年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法により、身体障害者手帳の申請受付、進達、審査、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、審査、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務を行う。 ・知的障害者福祉法により、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給、資格喪失、その他の変更等を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給の実施に関する事務を行う。 ・児童福祉法により、障害児通所給付の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。 <p>○市は、障害者福祉事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ・転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ・転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ・医療保険情報の照会 ・年金情報の照会
③システムの名称	障害者福祉システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8, 11, 12, 14, 34, 47, 84 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令 第8, 11, 12, 14, 25, 38, 60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>情報照会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法別表第二 10, 11, 12, 16, 20, 25, 53, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第9, 10, 12, 14, 18, 27, 38, 55条 <p>情報提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法別表第二 16, 26, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 87, 106, 116 2. 別表第二省令 12, 19, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 44, 53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保険部障害福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-8252

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 阪口幸司、保育子育て支援課長 加渡賢二	障害福祉課長、保育子育て支援課長	事後	
平成31年4月25日	対象人数	平成27年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	取扱者数	平成27年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和1年12月18日	事務の概要	<p>【身体障害者手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②身体障害者手帳の返還に関する事務③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する各種事務を行っている。</p>	<p>・身体障害者福祉法により、身体障害者手帳の申請受付、進達、審査、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、審査、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務を行う。</p> <p>・知的障害者福祉法により、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給、資格喪失、その他の変更等を行う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給の実施に関する事務を行う。</p> <p>・児童福祉法により、障害児通所給付の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>○市は、障害者福祉事務において、特定個人情報等を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ・転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ・転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ・医療保険情報の照会 ・年金情報の照会 	事後	
令和1年12月18日	法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8, 11, 12, 14, 34, 47, 84</p>	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8, 11, 12, 14, 34, 47, 84</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令 第8, 11, 12, 14, 25, 38, 60条</p>	事後	
令和1年12月18日	②法令上の根拠	<p>情報照会 番号法別表第二 9, 10, 11, 12, 20, 25, 53, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110</p> <p>情報提供 番号法別表第二 16, 26, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 87, 109, 116</p>	<p>情報照会 1. 番号法別表第二 10, 11, 12, 16, 20, 25, 53, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」) 第9, 10, 12, 14, 18, 27, 38, 55条</p> <p>情報提供 1. 番号法別表第二 16, 26, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 87, 106, 116 2. 別表第二省令 12, 19, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 44, 53条</p>	事後	
令和1年12月18日	対象人数	平成31年4月1日時点	令和元年12月18日時点	事後	
令和1年12月18日	取扱者数	平成31年4月1日時点	令和元年12月18日時点	事後	
令和3年1月12日	I-5-①部署	健康福祉部障害福祉課、健康福祉部保育子育て支援課	福祉保険部障害福祉課	事後	
令和3年1月12日	I-5-②所属長	障害福祉課長、保育子育て支援課長	障害福祉課長	事後	
令和3年1月12日	I-8連絡先	泉南市健康福祉部(障害福祉課、保育子育て支援課) 大阪府泉南市榊井一丁目1番1号 電話 072-483-8252(障害福祉課)、072-483-3471(保育子育て支援課)	福祉保険部障害福祉課 大阪府泉南市榊井一丁目1番1号 電話 072-483-8252	事後	